

保発0730第19号
平成30年7月30日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第97号）については本日公布され、平成30年8月1日から施行することとされたところです。改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合への周知徹底を図るとともに、施行に向けて十分にご留意くださいますよう、お願ひいたします。

なお、施行に当たっては、「高額療養費制度の見直しに関するQ&A」（平成30年5月11日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課及び高齢者医療課連名事務連絡）をご参照ください。

記

第1 改正の趣旨

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第210号）の施行により、制度の持続可能性を高め、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の算定基準額等を見直すことに伴い、厚生労働省関係省令について、必要な規定の整備を行うものである。

第2 改正の内容

1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正

① 限度額適用認定に係る手続

ア 平成30年7月以前において、70歳以上の現役並み所得区分の被保険者については、被保険者証又は高齢受給者証の提示により高額療養費

の現物給付を受けられるところ、平成30年8月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行され、現行の現役並み所得区分が、現役並み所得区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢに細分化されることに伴い、現役並み所得区分Ⅰ及びⅡの方は、それぞれ自己負担限度額を超える部分について現物給付を受けるに当たり、あらかじめ保険者に申請を行い、限度額適用認定証の交付を受けることが必要になること。

イ 保険者の認定を受けようとするときは、被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、保険者に提出しなければならないこと。

- ・ 被保険者証の記号及び番号又は個人番号
- ・ 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

ウ 保険者は、被保険者の申請に基づき認定を行ったときは、改正後の様式による限度額適用認定証を、有効期限を定めて交付しなければならないこと。

② その他所要の規定の整備を行うこと。

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正

船員保険法施行規則についても、1の改正内容に準じた改正を行うこと。

3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正

- ① 国民健康保険法施行規則についても、1の改正内容に準じた改正を行うこと。
- ② 70歳以上の被保険者に係る国民健康保険の被保険者証について、高齢受給者証と一体となった被保険者証の様式を新設し、当該様式による被保険者証を交付した場合は、高齢受給者証の交付を不要とすること。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則についても、1の改正内容に準じた改正を行うこと。

第3 施行期日

平成30年8月1日から施行すること。